

社会福祉審議会条例及び枚方市情報公開条例等

枚方市社会福祉審議会条例 《抜粋》

(会議の公開等)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

枚方市情報公開条例 《抜粋》

(保有情報の公開義務)

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報

3 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。）**に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。**ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

(6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。

ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこと。

ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

第5条 保有情報の公開義務

第3号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣旨】

この号は、非公開情報のうち、法人等に関する情報について定めるものである。

【解説】

- 1 この号にいう「法人等」には、会社法上の会社、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人、医療法人、弁護士法人等の法人のほか、権利能力なき社団等が含まれる。

国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人は「法人等」から除かれている。これは、それらの公的性格に鑑み、法人等とは異なる公開・非公開の基準を適用すべきであるとの考えに基づくもので、それらの事務事業に係る非公開情報は、この項の第7号において規定されている。

法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあるが、法人等の構成員のうち、役員に関する情報は、それが当該法人等の機関としての情報である限りにおいて、「個人に関する情報」に該当しない。第3条の解説2を参照。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報なので、法人等に関する情報についての要件により、事業を営む上での正当な利益等について非公開情報該当性を判断することが適当であることから、この号において規定されている。
- 3 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」には、財産権のほか、宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由、非財産的権利等、法的保護に値する権利一切を含む。
- 4 「競争上の地位」とは、法人等や事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。
- 5 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等や事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。ある保有情報を公にすることによって法人等の利益を害するおそれがあるとしても、その利益が「正当な」ものといえない場合は、当該保有情報にこの号は適用されない。例えばある建造物が建築基準法に違反して建築されたという情報は、公にすることにより、当該建造物の施行業者の競争上の地位

を害するおそれのある情報といえるが、法令違反の事実があったことを考慮すれば、「正当な」利益を害することにはならないと言い得る場合がある。

- 6 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」については、第5条第1号の解説12を参照。

これに該当する情報については、法人等に関する情報であっても、公益上の要請に従って、常に公開することが義務付けられる。

法人等の利益には様々なもの（生産技術上のノウハウに関するものもあれば、採用計画に関するものもある。法人等の規模によっても考え方は異なり得る。）があり、保護すべき権利利益の程度にも差があることは、第5条第1号ただし（同号の解説13を参照）と同様なので、このただし書への該当性判断に当たっても、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

- 7 このただし書に該当することを理由して保有情報を公開するに当たっては、第11条第2項第1号の規定により、当該保有情報に係る第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。